

あなたと県税

令和7年度
広島県

個人事業税について

個人の方が営む事業のうち、特に法律で定められた事業に対して課される県税です。現在 70 の業種があり、ほとんどの事業が該当します。



◆ 課税対象事業及び税率

区 分	事 業 の 種 類				税率
第一種事業	物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業	5 %
	不 動 産 貸 付 業	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業	
	電 気 通 信 事 業	運 送 業	運 送 取 扱 業	船 舶 定 係 場 業	
	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業	印 刷 業	
	出 版 業	写 真 業	席 貸 業	旅 館 業	
	料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業	代 理 業	
	仲 立 業	問 屋 業	両 替 業	公 衆 浴 場 業 (蒸 し 風 呂 等)	
	演 劇 興 行 業	遊 技 場 業	遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	
	不 動 産 売 買 業	広 告 業	興 信 所 業	案 内 業	
	冠 婚 葬 祭 業				
第二種事業	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業		4 %
第三種事業	医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業	5 %
	弁 護 士 業	司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業	
	弁 理 士 業	税 理 士 業	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業	
	社会保険労務士業	コンサルタント業	設 計 監 督 者 業	不 動 産 鑑 定 業	
	デ ザ イ ン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業	
	ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業	
	測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業	
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業		装 蹄 師 業		3 %

◆ 非課税となる場合

- 1 林業（伐採のみを行う場合は除く）・鉱物の掘採事業
- 2 重度の視覚障害者の方（両眼の視力を喪失した方又は両眼の視力が 0.06 以下の方）が行うあん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業

◆ 不動産貸付業・駐車場業とは

次の基準に該当する不動産又は駐車場を貸し付けている場合をいいます。

業種	貸付区分		事業と認定される基準
不動産貸付業	(1) 建物	一戸建住宅	10 棟以上
		一戸建住宅以外の住宅 (アパート、貸間等)	居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が 10 以上
		住宅以外 (店舗、事務所、工場等)	5 棟又は 10 室以上
	(2) 土地	住宅用土地	貸付契約件数（一の契約において、2 画地以上の土地を貸し付けている場合は、それぞれを 1 件とする。）が 10 件以上又は貸付総面積が 2,000 m ² 以上
		住宅用土地以外の土地	貸付契約件数が 10 件以上
	(3) 前(1)及び(2)の基準に満たない一戸建住宅、一戸建住宅以外の住宅、住宅以外の建物、住宅用土地等種類の異なる不動産の貸付を併せて行っている場合		棟数、室数、土地の貸付契約件数の合計が、10 以上
駐車場業	(4) 前(1)～(3)の基準に満たない不動産の貸付を行っている場合		貸付の収入金額が年 1 千万円以上で、かつ、建物の貸付面積が 500 m ² 以上
	建築物でない駐車場		収容台数 10 台以上（空き区画も含む）
	建築物である駐車場 (屋根付・立体式・地下式駐車場等)		収容台数は問わない

(注意事項)

- ・ 建物は空室を含みます。
- ・ 建物の延床面積には、共用部分（廊下・階段等）の面積も含みます。
- ・ 共有物件を貸し付けている場合は、持分にかかわらず、貸付不動産全体の部屋数や面積、駐車可能台数により認定します。
- ・ 野球場、卓球場、撞球場、舞踊場、映画館等競技、遊戯、娯楽、集会等のための施設を施した不動産の貸付を行っている場合は、上記の認定基準にかかわらず、不動産貸付業と認定されます。
- ・ 区画されていない駐車場で、駐車台数が一定しない場合は、1 台当たりの駐車所要面積を 20 m²として駐車可能台数を算定し、認定します。

◆ 税額の計算方法

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{事業の必要経費}} - \boxed{\text{青色事業専従者給与額 又は 事業専従者控除額}} = \boxed{\text{所得金額 1}} \\
 \\
 \left(\boxed{\text{所得金額 1}} - \boxed{\text{各種控除額 2}} - \boxed{\text{事業主控除額 3}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}
 \end{array}$$

1 所得金額

- (1) 所得金額の計算は、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。
- (2) 青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額も原則として所得税と同様に、事業を行う個人と生計を一にする 15 歳以上の親族で、専らその事業に従事する者がいる場合に、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。
 - ① 青色申告をしている場合…専従者に支払われた適正な給与額
 - ② 白色申告をしている場合…専従者 1 人について次のいずれか低い額
 - ア 配偶者の場合・・・86 万円、配偶者以外の場合・・・50 万円
 - イ 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者の数 + 1)
- (3) 所得税における「青色申告特別控除」の適用はありません。
- (4) 医業等の社会保険診療等による収入金額等は算入されません。

2 各種控除額

(1) 損失の繰越控除額（青色申告者に限る。）

事業所得の損失は、その損失額を翌年以降3年間にわたって控除できます。

(2) 被災事業用資産の損失の繰越控除額

震災、風水害や火災等によって生じた事業用資産の損失は、その損失額を翌年以降3年間にわたって控除できます。

(3) 特定被災事業用資産の損失の繰越控除額

特定非常災害の指定を受けた災害によって生じた事業用資産の損失は、その損失額を翌年以降5年間にわたって控除できます。

(4) 事業用資産の譲渡損失控除額と譲渡損失の繰越控除額

直接事業に使用していた機械器具、車両、備品等の資産を譲渡したために生じた損失額については、その年の所得から控除できます。また、青色申告者に限り、控除しきれない金額を、翌年以降3年間にわたって控除できます。

3 事業主控除額

事業を行うすべての個人について290万円の控除があります。

ただし、年の中途において事業を開始した場合や廃止した場合は、月割計算により算出した額を控除します。月割額は次のとおりです。

(単位：円)

事業を行った月数	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月
事業主控除額	242,000	484,000	725,000	967,000	1,209,000	1,450,000
事業を行った月数	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	1,692,000	1,934,000	2,175,000	2,417,000	2,659,000	2,900,000

◆ 申告書の提出

個人事業税の申告書の提出期限は3月15日です。ただし、事業所得や不動産所得が事業主控除額（290万円）以下の場合は申告書を提出する必要はありません（繰越控除を受けようとする場合は、290万円以下でも毎年、申告書の提出が必要です）。

なお、所得税の確定申告書を提出した人や住民税の申告書を提出した人は個人事業税の申告書を提出する必要はありませんが、この場合には、それぞれの申告書の「事業税に関する事項」の欄に必ず必要事項を記入してください。記入されていない場合、個人事業税の各種控除が受けられません。

また、年の中途で事業を廃止した場合（法人となった場合を含む。）は、廃業の日から1か月以内（事業主の死亡による廃業の場合は4か月以内）に申告してください。

◆ 納 税

県から送付される納税通知書（納付書）により、納めてください。

令和7年度の納期は	第1期分…	8月15日から9月1日	までとなっています。
	第2期分…	10月15日から10月31日	

なお、税額が1万円以下の場合は、第1期で全額を納めていただくこととなります。

また、年の中途で事業を廃止した場合や所得税の修正申告等を行った場合は、納税通知書に定める納期により納めてください。

ご存じですか、口座振替

個人事業税の納税には口座振替を利用されると便利です。

あなたの預金口座から期限内に自動的に納税されますので、納期限に遅れる心配もなく、納税のため金融機関等に出向く必要もありません。

手続きは、口座振替依頼書・届出書を金融機関へ提出するだけで済みます。

詳しいことをお知りになりたい方は、取引金融機関や県税事務所（本所）又は県庁税務課にお問い合わせください。

- ◆ 個人事業税について、更に詳しいことをお知りになりたい方は、お気軽に最寄りの県税事務所（本所）又は県庁税務課にお問い合わせください。

県 税 事 務 所 一 覧

事務所名	担当課	電 話	所 在 地	管轄区域
西部県税事務所	個人課税課	082(207)3184 3194 3197	732-0052 広島市東区光町二丁目1-14	広島市 呉市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 大崎上島町
		令和6年10月に中区基町から移転しました。		
	呉 分 室	0823(22)5400(代)	737-0811 呉市西中央一丁目3-25	
	廿日市分室	0829(32)1181(代)	738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	
東広島分室	納税課	082(422)6911(代)	739-0014 東広島市西条昭和町13-10	
東部県税事務所	課税第一課	084(921)1307	720-8511 福山市三吉町一丁目1-1	三原市 尾道市 福山市 府中市 世羅町 神石高原町
	尾道分室	0848(25)2011(代)	722-0002 尾道市古浜町26-12	
北部県税事務所	課税課	0824(63)5181(代)	728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	三次市 庄原市
税 務 課		082(513)2328	730-8511 広島市中区基町10-52	—

※ 分室では、開業届などの各種届出の受付のみを行っています。